

技術的支援」を「サイバー犯罪の取締りその他抑止対策」に改める。

第15条第1項第1号中「(振り込み詐欺対策室の所掌に属するものを除く。)」を削り、同条第2項を削る。

第16条の2第1項第7号中「こと」の次に「(生活安全企画課の所掌に属するものを除く。)」を加える。

第18条第1項に次の1号を加える。

(4) 交通鑑識に関すること。

第30条第2項中「、長野県阿南警察署に総務課及び会計課に代えて総務・会計課を」、「長野県須坂警察署」及び「長野県岡谷警察署」を削り、同条第3項中「ほか、長野県長野中央警察署」の次に「長野県上田警察署」を加え、同条第4項中第8号を第9号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 警察に対する相談の受理及びその処理の進捗状況の点検に関すること。

第30条中第6項を削り、第7項を第6項とし、同条第8項中「第10項各号」を「第9項各号」に改め、同条中同項を第7項とし、第9項から第12項までを1項ずつ繰り上げ、同条第13項中「第4項第5号」を「第4項第6号」に改め、同条中同項を第12項とし、第14項から第16項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第1の警務部の項中「**広報課**」を

「**広報相談課**」に、「報道係 情報公開係」を「報道係」に、

「電算企画係」を「電算企画係 電算指導係」に改め、同表の刑事部の項中「知能犯係」を「知能犯係 特殊詐欺係」に改め、同表の交通部の項中「交通特捜班」を「交通特捜班 交通鑑識班」に改める。

別表第2の1の長野市安茂里交番の項中「及び二丁目」を「から三丁目まで」に改め、同表の2の飯山市仲町交番の項中「大字天神堂」を「大字天神堂 大字緑 大字中曽根 大字寿 大字小佐原 大字富倉 大字旭 大字常盤 大字大池 大字照里の一部」に改め、同2の飯山市常盤警察官駐在所の項及び飯山市外様警察官駐在所の項を削り、同表の6の千曲市五加警察官駐在所の項を削り、同6の千曲市戸倉・上山田交番の項中「の一部」を削り、「大字羽尾」を「大字羽尾 大字千本柳 大字小船山」に改め、同表の13の岡谷市岡谷駅前交番の項中「四丁目まで 中央町一丁目 中央町三丁目 山下町一丁目及び二丁目 山手町一丁目から三丁目まで 樋沢 神明町一丁目 神明町四丁目 内山 西林」を「三丁目まで 中央町一丁目」に、「二丁目 川岸」を「二丁目 川岸 湊一丁目から五丁目まで 湊」に改め、同13の岡谷市中央交番の項中「神明町二丁目及び三丁目 今井」を「神明町一丁目から四丁目まで 今井 本町四丁目 山下町一丁目及び二丁目 山手町一丁目から三丁目まで 中央町三丁目 樋沢 内山 西林 小井川」に改め、同13の岡谷市東部交番の項中「二丁目 湊一丁目から五丁目まで 湊」を「二丁目」に改める。

別表第4の広報課の項中「**広報課**」を

「**広報相談課**」に改め、同項の次に次のように加える。

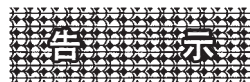
総合相談・ 情報公開室	室長	警視又は 職員	室務の掌理及び部下職員の 指揮監督
----------------	----	------------	----------------------

別表第4の術科指導室の項及び照会センターの項中「警視」を「警部」に改め、同表の振り込み詐欺対策室の項を削る。

附 則

この規則は、平成25年3月22日から施行する。

**警 務 課**



### 長野県告示第141号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成25年3月21日

長野県知事 阿 部 守 一

名 称	所 在 地	認定の有効期限
松本市立病院	松本市波田4417番地180	平成28年3月30日
信越病院	上水内郡信濃町大字柏原380番地	平成28年4月30日

**医療推進課**

### 長野県告示第142号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成25年3月21日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 施行者の名称  
小 諸 市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
小諸都市計画下水道事業 小諸市公共下水道
- 3 事業施行期間  
昭和59年2月6日から  
平成31年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
昭和59年長野県告示第117号、平成2年長野県告示第752号、平成5年長野県告示第455号、平成8年長野県告示第405号、平成12年長野県告示第533号、平成14年長野県告示第460号、平成19年長野県告示第216号の事業地の内、長野県小諸市大字大久保字北中山、字前山、字中山、字馬場、字南ソトフ坂、字一貫

畑及び字柳ソリ並びに甲字宮ノ前、字西菊田、字川端、字東菊田、字栗毛坂、字大畑沢、字芹沢、字西原及び字越後堀並びに大字西原字神田反、字古屋敷、字田中反及び字天神前並びに大字柏木字北大道砂及び字南大道砂並びに大字八満字坪ノ内及び字諏訪宮並びに大字平原字亀石及び字曲沢並びに大字諸字社宮司、字天神及び字寺内並びに大字菱平字東丸山並びに乙字柳田並びに大字加増字東谷地及び字谷地並びに丙字猫原地内において事業地を変更する。

生活排水課

## 長野県告示第143号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成25年3月21日

長野県知事 阿部守一

## 1 施行者の名称

茅野市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

茅野都市計画下水道事業 茅野市公共下水道

## 3 事業施行期間

昭和50年2月12日から

平成30年3月31日まで

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

変更なし

## (2) 使用の部分

昭和50年長野県告示第69号、昭和54年長野県告示第267号、昭和54年長野県告示第665号、昭和56年長野県告示第393号、昭和57年長野県告示第607号、昭和59年長野県告示第307号、昭和61年長野県告示第332号、昭和62年長野県告示第582号、昭和62年長野県告示第836号、平成3年長野県告示第101号、平成4年長野県告示第788号、平成8年長野県告示第314号、平成9年長野県告示第66号、平成11年長野県告示第77号、平成14年長野県告示第174号、平成17年長野県告示第351号、平成20年長野県告示第159号、平成21年長野県告示第475号及び平成23年長野県告示第187号の事業地に豊平字出渡戸、字中村境、字別当及び字北ノ

原、玉川字宮下及び字苗間北、湖東字ニッホツ田、字丸山日影及び字除日影、北山字念仏塚、米沢字梨子ノ木並びに泉野字小屋場上を加え、泉野字一ツ石、字家下、字向イ、字向イ川原中島、字向川原中島、字寺畑深山、字城越、字前川原及び字宅地通、金沢字横久保尻、字下畑、字角畑、字割畑、字久保田、字権現原、字元屋敷、字古新井、字御狩野、字山之神、字除畑、字西裏、字大橋下、字大橋場、字大池原、字大池前、字頭殿沢、字柏木及び字裏之山、北山字姥ヶ懐、字下田、字家裏、字鬼石、字宮守沢、字宮之上、字栗平、字後久保、字溝口、字神尾坂、字仁反田、字折橋、字鷹之巢、字炭焼場、字土橋、字日向、字鼻崎、字北山、字梨之木及び字梨之木畑、湖東字たいこうじ、字ホッチが沢、字ヤセ尾根、字伊勢宮前、字下石在、字家上、字家前、字牛ヶ出、字橋場、字向原、字行人塚、字山道、字山之神、字市道、字松原、字上ヤチ、字上須栗、字上之原、字城楽、字神子台、字清水場、字西之久保、字前田、字中山、字塚藤、字天京、字二ツ石、字富士塚、字福沢境及び字梨木北、玉川字エ沢、字カジヤ、字井戸尻、字一本木通、字塩田道、字屋敷添、字下田、字家前、字家前通、字久保、字久保川、字穴山寺前、字見山、字原山、字古御堂、字孤立、字御堂、字雑事場、字山ノ神、字汐下、字汐上、字松原日影、字上ノ坂、字赤坂日向、字川向、字前田、字早川、字棚田、字日影通り、字苗間、字斧研、字平、字平道上、字峯張、字北小ぶけ及び字林上、ちの字上正、豊平字カシヤ、字ナシノ木、字バチ山、字違田、字塩之目沢、字横道下、字家浦、字家前、字海東、字観音原、字居沢、字京塚、字跨、字向原山ノ神、字砂田、字山寺、字山寺前、字山神、字山道、字子之神、字神田、字水上、字水無、字菅田、字石塔坂、字赤ザレ、字前田、字大塩、字大泉寺、字中原、字中山、字中田、字中尾、字長倉新田、字東嶽、字堂久保、字日影田、字入和田、字百々強、字妙義原及び字揚汐、宮川字長峯、字日影、字下尾根、字古御堂、字上ノ平及び字日影並びに米沢字家前、字垣外、字宮前、字宮脇、字後田、字御堂口、字砂田、字坂口、字汐上、字上ノ原、字上河原、字上平ノ前、字船久保、字前ノ上、字前島、字大桜、字中溝、字塩坪、字牛首、字汐上、字上ノ原、字上ノ平、字新田前、字杉山、字中上、字中之久保、字田城、字平出浦、字北寄及び字籠石地内において事業地を変更する。

生活排水課

## 長野県告示第144号

中小企業融資規程（昭和52年長野県告示第176号）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日以降の貸付けに係る貸付金から適用します。

平成25年3月21日

長野県知事 阿部守一

第3条第4号に次のように加える。

キ 海外展開向け

第3条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

## (5) 経営力強化支援資金

第6条第1項中「中小企業振興資金」の次に「、新事業活性化資金（海外展開向けに限る。）、経営力強化支援資金」を加え、同条第3項中「再生支援資金」を「新事業活性化資金（海外展開向けに限る。）、経営力強化支援資金及び再生支援資金」に改める。

第11条第2項中「まで」を「(キを除く。)まで及び第7号」に改め、同条第3項中「第3条第5号」を「第3条第4号のキ及び第6号」に改める。

別表の中小企業振興資金の項中 「年2.30%」 を 「年2.30%。ただし、知事が特に認めるものについては、年2.10%」 に改め、同表の新事業活性化資金の項中

「7 宿泊施設の防火安全対策を講じようとする者」 を 「7 宿泊施設の防火安全対策を講じようとする者  
8 地下タンクの流出事故防止対策を講じようとする者」 に、 「1億円 3,000万円 年2.10%」 を

「1億円 3,000万円 年1.80%」 に、

節電・省エネ対策向け	節電・省エネルギー対策のための設備の設置、改造又は修理を行おうとする者	設備資金 運転資金	設備資金及び 運転資金の合計で 5,000万円	設備資金及び 運転資金の合計で 5,000万円	年 1.80%	10年以内	2年以内	7年以内	1年以内	分割 返済	必要に応じて 徴する。	不要。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。	保証 貸付 け
------------	-------------------------------------	--------------	-------------------------------	-------------------------------	------------	-------	------	------	------	----------	----------------	-----------------------------	---------------

を

節電・省エネ対策向け	節電・省エネルギー対策のための設備の設置、改造又は修理を行おうとする者	設備資金 運転資金	設備資金及び 運転資金の合計で 5,000万円	設備資金及び 運転資金の合計で 5,000万円	年 1.80%	10年以内	2年以内	7年以内	1年以内	分割 返済	必要に応じて 徴する。	不要。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。	保証 貸付 け
海外展開向け	海外へ事業展開を図ろうとする者	設備資金 運転資金	1億円	3,000万円	年 2.10%	7年以内。 ただし、知事が特に認めるものについては、12年以内	1年以内	5年以内	1年以内	分割 返済	必要に応じて 徴する。	不要。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。	保証 貸付 け

に改め、同項の次に次のように加える。

経営力強化支援資金	経済産業大臣又は内閣総理大臣の経営革新等支援業務を行う者としての認定を受けている者の支援を受けて経営改善を図ろうとする者	設備資金 運転資金	1億円	3,000万円	年 1.80%	7年以内	1年以内	5年以内。 ただし、知事が特に認めるものについては、10年以内	1年以内	分割 返済	必要に応じて 徴する。	不要。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。	保証 貸付 け
-----------	--	--------------	-----	---------	------------	------	------	------------------------------------	------	----------	----------------	-----------------------------	---------------

経営支援課

長野県告示第145号

次の森林を保安林予定森林としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示します。

平成25年3月21日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
下水内郡栄村大字塚字大入4004の1、4009、4011の1
- 2 指定の目的  
干害の防備
- 3 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐は、択伐による。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び栄村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第146号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

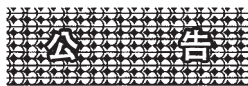
その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県北信建設事務所及び山ノ内町役場に備え置きます。

平成25年3月21日

長野県知事 阿部守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
洪 (追加)	右に掲げる地番の土地に存する標柱10号から15号までを順次結んだ線、標柱15号と昭和44年長野県告示第595号で指定した洪急傾斜地崩壊危険区域の標柱1号を結んだ線、標柱1号と2号を結んだ線及び標柱2号と右に掲げる地番の土地に存する標柱10号を結んだ線に囲まれた区域。	下高井郡山ノ内町	平穏	安代	2303番6	10号
		〃	〃	〃	2303番25地先道路敷	11号
		〃	〃	金倉南	2826番3地先道路敷	12号
		〃	〃	〃	2820番1	13号
		〃	〃	〃	2800番6	14号
		〃	〃	〃	2804番1	15号

砂防課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年3月21日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日  
平成25年3月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人共生舎
- 3 代表者の氏名

- 小西和実
- 4 主たる事務所の所在地  
上高井郡小布施町大字都住197番地
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、高齢者、幼児、児童、障害者、家族に対して、住み慣れた地域で生きがいのある生活を送れるようコミュニティーケア、生活支援事業を行い、高齢者、地域福祉に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課